

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定について

標記の一般事業主行動計画について、いずれも2023（令和5）年度末で計画の期限が切れるため、新たな計画を策定する。

1 計画期間

2024（令和6）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの3年間

2 目標及び内容

【目標1】管理職に占める女性労働者の割合を高める

〈目標〉女性管理職の割合40%以上にする（現状38.7%）。

〈取組〉・女性労働者や女性管理職が働きやすい職場環境の整備等に係る管理職研修の実施。
・女性管理職の働きやすさに資する取組みの検討、実施。

【目標2】女性労働者の平均継続勤務年数の引き上げ

〈目標〉女性の平均勤務年数を1年引き上げる（現状男性12年6か月、女性10年9か月）。

〈取組〉・女性労働者や女性管理職が働きやすい職場環境の整備等に係る管理職研修の実施。
・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰、もしくは夜勤のない職場への配置転換等の体制の整備。

【目標3】男性労働者の育児休業取得割合を高める

〈目標〉男性の育児休業取得割合を10%引き上げる（現状66%）。

〈取組〉・男性労働者を含めた取得促進の周知、管理監督者からの呼びかけ等、育児休業しやすい環境をつくる。